

事難成候はゞ、前後之町人々も申聞、宿本見届、隣單之衆
に申届、其上に而町奉行衆に可申届事。

一、火之用心常々無油斷可申付候。若火事出来候はゞ、火
本之御改有之間敷候條、隣單にも申聞、可成程火を消可申
事。

一、町中におゐて、傾城并出合屋堅御停止之事。

一、當町風呂屋仕女之事、猥之作法在之に付ては、宿主可
爲曲言事。

一、町人公事篇之儀は、爲町奉行衆遂穿鑿可被相極。若町
奉行衆手前に而難相極儀就有之者、御公事場に可申談候。

惣而町人申付而は、其者之手前非公事たるべき事。

一、町中相逢穿鑿候儀、并明家改以下諸事、町奉行衆致裁
許候儀共、一年切に帳面に記置、可被指上候事。

一、町人共、諸侍衆并他國衆に對、慮外成作法就有之而は、
可爲曲言事。

一、町奉行爲年頭祝儀、一人に銀子十枚宛、并爲五節句
祝儀、一人に代物百疋宛、惣中として可出之候。同下代方
に、年頭禮儀一人に銀子三枚宛、并五節句祝儀一人に代物

五十匹宛可出之候。此外酒肴・人足・傳馬已下に至迄、一切
出之申間敷事。

一、近年當地所々に相立候新町諸役并諸法度之事、本町之
並に町奉行衆より可被申付候。

但、御運上・御地子等之儀は、如有來分可被申付事。

右條々無相違様に可被申付旨被仰出者也。

寛永十四年三月廿五日

横山山城守

本多安房守

長瀬五郎右衛門殿

一八 他國御供人扶持方等御定

他國に御供に參候者、路次中并

逗留中御扶持方御下行覺

御歩并御歩者並之御切米取何茂同事。

一、主従二人に四人扶持

但一日に二升宛、其所々にて時分、
相場に銀子を以可被下事。

但、鹽噌・薪・やさい・油・食焼以下、共に別に銀子にて被
下候得者、米之相場により高下有之付、右之御扶持方之
内を以賄可申事。

一、銀子七拾一匁九分 年中之宿賃

但、一日に主人八文、下人四文宛にし而、錢之直段一貫
文に付而十六匁宛之算用。

一、銀子四拾目 江戸に下通上下之駄賃銀

但、三人に馬一疋宛に付百二十目之當り。

一、同五拾三匁五分 江戸に上通上下之駄賃銀

右同斷馬一疋に付百六拾目之當り。

御鐵炮者持筒共。

一、一人に二人扶持方

一日に一升宛、其所々にて時々、
相場に銀子を以可被下事。

但、鹽噌・薪・さうし以下共。

一、銀子二拾三匁九分七厘 年中宿賃

但、一日に四文宛。錢之直段一貫文に付拾六匁算用。

一、銀子二拾目 江戸下道上下駄賃

但、六人に馬一疋宛にして、馬一疋に付百二十目當り。

一、同二十六匁七分 江戸下道上下之駄賃銀

右同斷。但、一疋に付百六十目當り。

一、十匁五分 京上下之駄賃銀

右同斷。但、馬一疋に付六十三匁當り。

御小人并御草履取分。

一、御扶持方搦代并宿賃・薪・鹽噌、此跡の如く其所々にて
買手之者直段之上を以、算用次第に可被下事。

一、銀子十五匁 江戸下道上下之駄賃銀

但、八人に馬一疋宛にして、一疋に付百二十目當り。

一、同 二十目 江戸上道上下之駄賃銀

右同斷。但、馬一疋に付百六十目之當り。

一、同 八匁 京上下之駄賃銀

右同斷。但、馬一疋に付六十三匁當り。

御長柄之者。

一、御扶持方一升、所々直段銀子を以可被下候事。

但、鹽噌・薪共。御普請仕時鹽飯可被下事。

一、上下路銀一日に六分宛。但、御荷物無之は五分宛。丑
の年御定以來は米直段指引可有事。

一、御扶持方鹽噌・薪・宿賃御小人並。但、御普請仕候日は、
鹽飯扶持右算用五割増に可被下事。

一、駄賃銀なし。

一、御鐵炮者・御小人・御長柄之者によらず、御普請仕候日